

学校給食地産地消システムに係る要件定義 業務委託仕様書

1 委託業務の目的

本県では、学校給食における持続的な地場産・県産農林水産物の活用を実現するため、地場産・県産農産物を優先利用するためのオンライン一括発注や、学校給食用農産物の需要と供給のデータを集約して作付計画や献立を提案する機能（以下「地産地消機能」という。）を持つシステム（以下「学校給食地産地消システム」という。）の開発を行うこととした。

本業務は、学校給食地産地消システムの開発にあたり、これに向けた要件定義を実施するとともに、令和9年度から令和11年度にかけて実施を予定している「学校給食地産地消システム開発に係る設計・開発業務（仮称）」に関する調達仕様書の原案とその他の関係資料の作成を行うものである。

2 委託業務名

学校給食地産地消システムに係る要件定義業務

3 学校給食地産地消システムの開発等のスケジュール

- ・ 令和8年度 要件定義書作成等（本業務）
- ・ 令和9年度～令和11年度 詳細設計、開発、テスト運用、実証・検証等
- ・ 令和12年度 本格運用開始

※令和9年度以降のシステム開発等については、（公財）福岡県学校給食会からの委託により行う。

4 学校給食地産地消システムに求める姿

(1) 機能

本県が学校給食地産地消システムに求める機能は以下とおり。

- ・ 学校給食用農産物の需要データ（必要品目・量・時期等）、供給データ（生産者、JA、直売所等から学校給食に提供できる農産物の品目・量・時期等）の見える化
- ・ 地場産・県産農産物の優先発注（学校等が発注した農産物の必要量を、地場産・県産から優先的に割り振って発注する）
- ・ 青果店等への発注（必要量に対し、地場産・県産では不足する分の農産物について、青果店等に割り振って発注する）
- ・ 学校給食用農産物の作付計画の提案（需要データから、生産者・JA等の作付計画案を提案する）
- ・ 地産地消献立の提案（地場産・県産農産物の供給データから、その農産物を使用した献立案を提案する）

なお、上記項目は現時点で想定する主な機能であり、本業務の中で変更となる可能性がある。

(2) システム利用者

以下の利用者を想定している。

主な利用者	使用する主な機能
(公財) 福岡県学校給食会 【システム所有者、管理運営者】	—
学校給食施設 (栄養士等) ※学校給食センター、学校 (自校式) など	・農産物の需要データ作成 ・農産物の発注 ・地産地消献立の提案
JA、直売所、生産者、仲卸、青果店等	・農産物の供給データ作成 ・農産物の受注 ・作付計画の提案 (JA、生産者等)

(3) システムの展開

開発にあたっては、モデル地域を5地域選定し、モデル地域内の関係者に要件定義に必要なヒアリング調査、データ収集・提供、システムの実証・検証を行うこととする。なお、モデル地域の選定は本県が行う。

システム完成後、県内全域に展開することを目指す。

5 委託業務の内容等

前述の「4 学校給食地産地消システムに求める姿」を踏まえ、最適なシステムとなるように本業務を実施すること。本業務の実施に当たっての主要な要件は以下のとおり。

- ・ 本県担当者等と協議を行い、機能面の要件を詳細に定めること。
- ・ ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク、性能等の非機能要件を詳細に定めること。
- ・ 上記の取りまとめを踏まえ、令和9年度以降に実施予定のシステム設計・開発の調達に用いる要件定義書として取りまとめること。
- ・ 上記の仕様等をシステム開発業務の調達仕様書の原案として取りまとめを行うこと。
- ・ 適切なプロジェクト管理のもと、現実的かつ効率的で有効な方法、体制及び実施スケジュールで行うこととし、ヒアリングや協議等を行う際には、事前に食の安全・地産地消課へ関係資料を提出するとともに、WEB会議によるヒアリング等を実施する場合には、必要なセッティング等を行うこと。
- ・ 受注者、本県の間で、円滑なコミュニケーション及び情報共有を行うことができるように、必要なツール等を準備すること。

業務に当たっての詳細な要件は以下のとおり。

(1) 学校給食地産地消システムの要件定義

①調査・分析及びヒアリングの実施

システムに必要な要件を整理するにあたり、情報の調査・分析を行うとともに、関係者（以下の表参照）へのヒアリング等を実施して、関係者の状況及び意向を十分理解すること。

ヒアリングは、要件定義のために必要な情報の調査・分析・関係者の状況を的確に把握するために必要な回数を実施することとし、具体的な時期及び回数は本県との協議によって定める。

【想定する主な関係者】

主な関係者		主な役割
福岡県（食の安全・地産地消課、体育スポーツ健康課）		・全体総括
（公財）福岡県学校給食会		・全体総括 ・システム所有者、運営管理者
モデル地域 （5地域）	市町村（教育部局、農政部局）	・市町村内総括
	学校給食施設（栄養士等） ※学校給食センター、学校（自校式）など	・農産物の需要データの提供 ・農産物の発注
	JA、直売所、生産者、仲卸、青果店等	・農産物の供給データの提供 ・農産物の受注、納品等
県Qネット開発事業者 ※下記②参照		（データ連携に関する協議等への参加）

※ 上記は現時点で想定する主な関係者であり、本業務の中で関係者が追加で生じた場合も、同様にヒアリング等を実施すること。

②県Q ネット開発事業者との協議等及び協力費の支払い

学校給食地産地消システムにおいて、農産物の発注データや献立データを活用するため、既存の「学校給食管理システム（R）（以下「県Q ネット」という。）」（※1）とのデータ連携を前提としている。このため、県Q ネットの開発事業者と協議等を行い、学校給食地産地消システムと県Q ネットとの最適なデータ連携方法、データ形式、連携のタイミング等について調整した上で取りまとめること。

また、協議やヒアリング等を行った場合は、当該事業者に対して協力費を支払うこと。（※2）

※1…栄養教諭等が使用する学校給食管理システムで、献立作成、食材の発注計算等ができる。

※2…支払う金額の総額は1, 100千円以内（委託金額に含む）

③関係者の意見・要望の整理及び対応案の提示

前記①及び②の実施結果を踏まえ、関係者の意見や要望を整理した上で、課題等がある場合はその解決に向けた対応案（システムの機能等）を提案すること。また、対応案については、必要に応じて関係者との協議等を行うこと。協議等の実施回数は、提案内容を踏まえ必要な回数を実施すること。

④学校給食地産地消システムの要件定義書の作成

前記①～③の実施結果を反映させるとともに、以下の各項目の記載内容について、特定の業者あるいは、特定の製品によってのみ実現可能なものとならないようにすること。

ア システム概要

1) システムの基本的な考え方

構築に当たっての基本的な方針等を具体的かつ詳細に記述すること。

2) システムの範囲

次のことについて、具体的かつ詳細に記述すること。

- A 実現する機能の範囲
- B 利用する関係者の範囲
- 3) システム構築の前提条件
システム構築環境等、考慮すべき前提条件等を具体的かつ詳細に記述すること。

イ 機能面の要件

機能面の要件については、関係者の要請を勘案し、利用可能な要件を定めた要件定義書または付属資料として取りまとめること。

- 1) 機能一覧・機能要件
 - ・ システムの機能を一覧にし、機能名、内容等を具体的かつ詳細に記述した資料を提示すること。
 - ・ 併せて、各機能の処理内容、実現方法等を検討し、その実現のための要件を具体的に記述すること。
- 2) 想定業務フロー一覧
 - ・ 前記1)で作成した機能要件を前提とした想定業務フローを一覧にし、機能名、内容等を具体的に記述した資料を作成すること。
 - ・ 作成した資料は、機能一覧・機能要件の付属資料として取りまとめること。
- 3) 出力帳票・データ一覧
 - ・ 想定される主要な帳票・データを一覧にし、帳票名、内容、取り扱う主要なデータ等を記述した資料を作成すること。
 - ・ 作成した資料は、機能一覧・機能要件の付属資料として取りまとめること。
- 4) 連携データ要件
 - ・ 他のシステムとの間で、連携が必要と想定されるデータを一覧にし、データ名、連携先のシステム (from, to 別)、連携方法、連携のタイミング、連携頻度、内容等を記述すること。

ウ 非機能面の要件

非機能面の要件については、機能面の検討を踏まえて性能要件及びソフトウェア要件を定めるとともに、関係各所との協議及び情報収集を行うこと。この情報収集及び協議を踏まえてハードウェア要件及びネットワーク要件等を取りまとめること。

- 1) 性能要件
 - 次の内容について、具体的かつ詳細に記述すること。
 - A 各機能の性能測定項目、性能目標値、性能測定方法、分析方法等の処理性能の要件
 - B 利用できるユーザ数、データサイズ等のシステム許容量の要件
 - C ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク等の拡張性の要件
- 2) ソフトウェア要件
 - ソフトウェア構成を検討し、その実現のために必要なソフトウェアの種類、機能、性能、構成等の仕様を、具体的かつ詳細に記述すること。
- 3) ハードウェア要件
 - 対象システムの稼働に必要なハードウェアの種類、機能、性能、構成等の仕様及び設置場所を整理すること。

- 4) ネットワーク要件
対象システムの稼働に必要なネットワークの要件及びソフトウェアのアップデートの方策等ネットワークを介するバージョンアップ等の方策を整理すること。
- 5) アクセシビリティ要件
障がいを持つ利用者でもスムーズに、迷うことなく利用できるシステムとなるよう、アクセシビリティ要件を整理すること。
- 6) 保守性・拡張性要件
対象システムの将来的な機能追加、利用者ニーズの変化等に柔軟に対応できる設計とするための方法を検討し、その実現のための要件を具体的かつ詳細に記述すること。

エ 保守・運用要件

十分なバックアップ対策や障害発生時の迅速な復旧が可能なシステムであること。

- 1) 保守要件（安定稼働及び対障害要件）
 - ・ 前述の非機能面の検討を踏まえて、ハードウェア及びソフトウェアの保守について、安定稼働、効率性、低コスト等を考慮して最適な保守方法を検討し、その実現のための要件を具体的かつ詳細に記述すること。ソフトウェアの保守については、OS、ミドルウェア等の区分を明確にして要件を定義すること。
 - ・ システムが安定稼働するための機能、ハードウェア、ソフトウェア及びネットワークの障害対策に係る事項について、障害対策を行う対象、最適な障害対策方法等を検討し、その実現のための要件を具体的かつ詳細に記述すること。
- 2) セキュリティ要件
前述の非機能面の検討を踏まえて、セキュリティを確保するための最適な方法を検討し、その実現のための要件を具体的に記述すること。
- 3) 運用要件
安定稼働、効率性、低コスト等を考慮して最適な運用方法を検討し、その実現のための要件を具体的に記述すること。
- 4) ライフサイクル（概要設計、詳細設計、構築、テスト、移行、研修、運用、保守、システム改修、システム更新、撤去等）における主要作業と利用期間
システムのライフサイクルにおける主要作業の内容、実施時期及び関係者の役割について記述すること。

オ その他

その他必要な事項がある場合には、本県と協議の上、具体的な検討を行い、その結果を具体的かつ詳細に記述すること。

(2) 「学校給食地産地消システム設計・開発業務（仮称）」の調達仕様書案の作成

前述「(1) 学校給食地産地消システムの要件定義」で取りまとめた資料をもとに、調達仕様書原案を取りまとめること。なお、本業務受注者以外の事業者がシステム開発業務への参入を可能にするための仕様の調整や修正等は本県と調整のうえ実施すること。

(3) 定例会等

進捗状況の報告及び課題確認の場として、食の安全・地産地消課、その他関係者が出席する定例会を開催すること。

また、本県から要望があった場合や受注者が必要と認めた場合など、必要に応じて説明又は協議等を行うこと。

6 業務実施体制

前述「5 委託業務の内容等」の業務実施のため、機能面、非機能面、保守運用等に知見を有する担当者を配置すること。

また、本業務の遂行に必要なかつ適切な人員配置を行うこと。

7 提出物及び成果物

(1) 実施計画書、報告書等の作成

①実施計画書及びWBS（※3）の作成

- ・ 受注者は、業務履行開始に当たり、契約締結日から14日以内に実施計画書及びWBSを作成し、本県の承認を得ること。
- ・ 実施計画書には、作業方法、現場責任者の氏名及び連絡先、作業実施体制（業務従事者の氏名及び連絡先、役割分担）及びスケジュールを明らかにすること。
- ・ 実施計画書及びWBSを変更する必要があるときは、本県の承認を得た上で変更し、変更後の実施計画書及びWBSを提出すること。
- ・ 実施計画書及びWBSは、電子データにて本県に提出すること。

※3…作業を細かく分解し、階層的に整理した「作業分解構成図（Work Breakdown Structure）」。

②委託業務実施報告書等の作成

- ・ 受注者は、定期的（月1回以上）に、本業務の進捗状況を説明する報告書（以下「進捗報告書」という。）を作成した上で、本県担当者との打合せを行い、説明すること。
- ・ 全ての業務が完了したときには、業務履行完了日、提出した成果物の一覧等を記載した委託業務実施報告書を提出すること。

③議事録等の作成

- ・ 本県との打ち合わせ・協議を行う際には、あらかじめ協議事項及び要出席者について連絡すること。終了後には議事録を作成した上で速やかに提出し、本県の承認を得ること。
- ・ 打ち合わせ等において生じた課題については、議事録とは別に一覧（以下「課題管理表」という。）にまとめること。また、課題管理表は受注者が対応・回答すべきもの、本県が対応・回答すべきものに分け、それぞれ対応・回答期限を明記すること。

(2) 成果物の作成

- ・ 成果物（要件定義書及び調達仕様書案）の作成に当たっては、作成途中の原稿を随時提出するなど、本県と協議をしながら行うこと。
- ・ 成果物の作成に当たって、関係者に対する調査を実施する必要がある場合には、本県と事前に協議し、調査票案等の調査に必要な資料を作成すること。

(3) 提出物、成果物の作成及び期限

業務の提出物及び成果物として下表のものを提出すること。

No.	提出物の名称	提出期限
1	実施計画書	契約締結日から14日以内
2	WBS	
3	進捗報告書	各月の月末
4	委託業務実施報告書	令和9年3月31日
5	議事録	打合せ・協議終了後速やかに
6	課題管理表	随時、本県が指示する期限
7	その他、関係者へのヒアリング、事前協議資料等	随時、本県が指示する期限

No.	成果物の名称	提出期限
1	学校給食地産地消システムの要件定義書	令和9年3月31日
2	「学校給食地産地消システム設計・開発業務（仮称）」の 調達仕様書案	令和9年3月31日

(4) 提出物、成果物の形態、部数等

①電子データの形態

提出物及び成果物については、Microsoft 社の Word、Excel、PowerPoint のいずれかの形式で提出すること。

②部数等

- ・ 提出物、成果物それぞれについて電子データ1式を提出すること。
- ・ 電子データは、提出物及び成果物を併せてCD-R等福岡県が指定する記録媒体にて提出すること。

8 委託期間

委託契約の日から令和9年3月31日（水）まで

9 秘密の保持

受注者は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

また、委託業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「保有個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

10 委託における著作権等の取扱い

- (1) 本業務により制作された成果物のすべての著作権及び著作権は、本県に帰属する。
- (2) 納品する成果物について、第三者の商標権、肖像権、著作権その他の諸権利を侵害するものではないことを保証することとし、成果物について第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題の責任は、受注者が負うものとする。
- (3) 受注者は本県及び本県が指定する第三者に対して著作者人格権を行使しないこと。

11 その他

(1) 本県からの資料提供

- ・ 本業務の実施に当たり必要な資料及びデータは、本県が所有若しくは入手できる範囲において提供する。
- ・ 受注者は、本県から提供された資料及びデータをこの契約に基づく業務を処理する目的のためだけに用いるものとし、本県の許可なくして複写又は複製してはならない。
- ・ 受注者は業務終了後、本県から提供された全ての資料及びデータ（本県の許可を得て複写・複製したものも含む。）を返却・消去すること。

(2) 情報セキュリティ対策

提出物及び成果物の作成に当たり、コンピュータウィルス対策など十分なセキュリティ対策が施された環境で行うこと。

(3) 委託事務に関する留意点

- ・ 契約にあたっては、提案内容をもとに両者協議の上、最終仕様を決定する。
- ・ 業務の各過程において、本県と十分な協議を行い、その指示に従うこと。
- ・ 委託料には、業務に係る経費（人件費、旅費、通信運搬費、消耗品費、印刷製本費、謝金等）の一切を含む。
- ・ 受注者は、報告書等の提出を求められた場合は速やかに提出すること。
- ・ 本仕様書に疑義が生じたとき、又は、定めのない事項については、本県と受注者で協議して定めるものとする。また、協議した場合は、受注者で協議録を作成し、本県へ提出すること。